

# 高 額医療・高額介護合算制度

限度額超過分の支給申請を

医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険）と介護保険の自己負担額の合計が高額になった場合、申請すると限度額を超えた分が支給されます。

**対象** 介護保険受給者がいて、令和元年8月～翌年7月に掛かった医療費と介護サービス費の両方に自己負担があり、その合計額が左下表の限度額を超える世帯

**申請** 昨年7月31日時点で加入している医療保険の担当窓口へ（郵送可）。後期高齢者医療の加入者は大阪府後期高齢者医療広域連合へ

## 国民健康保険・後期高齢者医療の加入者は

保険給付の状況から、支給対象になると判断できる人には、3月上旬までにお知らせと申請用紙を送付します。

※ 高額療養費（外来年間合算）支給申請書が届いた人は、先にその申請を行う必要がありますのでご注意ください。

※ 期間中に市外から転入した人や、他の医療保険から国民健康保険・後期高齢者医療に移った人は、前保険者が発行する「自己負担額証明書」が必要です。

## 被用者保険の加入者（会社員や公務員、船員など）は

申請には介護保険課が発行

医療保険と介護保険の自己負担限度額

所得区分 (金額は課税所得)	後期高齢者 医療	国民健康保険・被用者保険		
		70～74歳の みの世帯	70歳未満がいる世帯	
現役並み 所得者	690万円以上	212万円	所得901万円超	212万円
	380万円以上	141万円	所得600万超～901万円以下	141万円
	145万円以上	67万円	所得210万超～600万円以下	67万円
一般（145万円未満）	56万円	56万円	所得210万円以下	60万円
低所得者 (住民税非課税)	II 31万円	31万円	低所得者 (住民税非課税)	34万円
		I 19万円		

※ 低所得Iで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合、介護支給分については、低所得IIの自己負担限度額31万円が適用されます。

する「自己負担額証明書」が必要です。証明書の発行については介護保険課にお問い合わせください。

**問合** 介護保険：介護保険課  
給付担当（☎423・9475）、国民健康保険：健康保険課保健給付担当（☎423・9457）、後期高齢者医療：大阪府後期高齢者医療広域連合給付課（☎06・4790・2031）、健康保険課後期高齢者医療担当（☎423・9468）、被用者保険：加入している健康保険組合や共済組合など

# 会 議などを公開します

- 市の重要施策について話し合います。傍聴希望者の受け付けは、会議開始の30分前、10分前に会場前で行います。定員は当日先着順で、①10人、②③5人です。
- ① 住居表示審議会**  
日時 2月15日(月)午前10時  
場所 市職員会館(岸城町)  
案件 住居表示実施案の諮問
- 問合** 市民課住居表示担当 (☎423・9452)
- ② 環境審議会**  
日時 2月17日(水)午後2時  
場所 保健センター(別所町3丁目)  
案件 環境計画の進捗状況ほか
- 問合** 環境保全課環境政策担当 (☎423・9463)
- ③ 介護保険事業運営等協議会・地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス等運営委員会**  
日時 2月18日(木)午後2時  
場所 市役所新館4階(岸城町)  
案件 第8期介護保険事業計画策定ほか
- 問合** 介護保険課 (☎423・9474)

# 国 民年金のお知らせ

**家族の年金保険料も 税控除の対象です**

国民年金の保険料は、全額が税控除の対象です。控除を受けるには、1年間に支払った保険料額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要です。家族の保険料を納付した分も対象になりますので、確定申告の際は家族分の証明書も添付してください。

**問合** ねんきん加入者ダイヤル (☎0570・0003)

**老齢年金の受給者に 源泉徴収票を送付しました**

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象です。確定申告を行う受給者は、1年間の年金支払総額などを記載している「源泉徴収票（日本年金機構、各種共済組合から送付）」を確定申告時に提出してください。紛失した場合は再発行します。

**問合** ねんきんダイヤル (☎0570・051165)

## 年金の予約相談

全国の年金事務所で、年金相談の予約を受け付けています。予約すると、スムーズに相談でき、相談内容に合ったスタッフが事前準備のうえで丁寧に対応します。

**受付時間** 月～金曜日午前8時半～午後5時15分  
**予約申込** ねんきんダイヤル予約受付専用電話(☎0570-05-4890)

# 就 学通知書は届きましたか

今春、小・中学校に入学する新1年生の保護者の皆さんへ、就学通知書を1月下旬に送付しました。

まだ就学通知書が届いていない人は、お早めにご連絡ください。

**問合** 教育委員会総務課学事担当 (☎423・9607)

広告

広告問合 (☎)M総合企画(☎072・275・5449)  
(株)朝日オリコム大阪(☎06・6226・1314)  
(株)成社(☎06・6222・6888)(☎)